

議案第15号

財産を無償で譲渡し、及び貸し付けること（鳥取県立社会福祉施設の建物及び用地）についての

議決の一部変更について

次のおり財産を無償で譲渡し、及び貸し付けることについての議決（平成17年3月23日議決）の一部を変更することに付いて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成18年6月16日

鳥取県知事 片山善博

次の表の変更前の欄中下線が引かれた部分（以下「変更部分」という。）に対応する同表の変更後の欄中下線が引かれた部分（以下「変更後部分」という。）が存在する場合には、当該変更部分を当該変更部分に改め、変更後部分に対応する変更部分が存在しない場合には、当該変更後部分を加える。

変	更	後	変	更	前

1 財産の内容

(1) 譲渡

種類	所在地	数量	量
土地	鳥取市湖山町西三丁目112 番1ほか12筆	49,399.58	平方メートル

1 財産の内容

(1) 譲渡

種類	所在地	数量	量
土地	鳥取市湖山町西三丁目112 番ほか12筆	49,406.12	平方メートル